

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（柏崎刈羽原子力発電所7号炉 設計及び工事の計画）【221】
2. 日時：令和2年6月12日 15時30分～18時315分
3. 場所：原子力規制庁 9階B会議室（TV会議システムを利用）
4. 出席者（※・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

新基準適合性審査チーム

照井安全審査官、桐原調整係長、

専門検査部門 小坂企画調査官、新潟検査技術専門職※

事業者：

東京電力ホールディングス株式会社

原子力設備管理部 課長 他14名※

## 5. 要旨

- (1) 東京電力ホールディングス株式会社から、柏崎刈羽原子力発電所7号機の工事計画認可申請書のうち、設計及び工事に係る品質マネジメントシステムについて、令和2年5月14日及び5月28日の提出資料に基づき説明があった。

- (2) 原子力規制庁から、主に以下の点について説明等を求めた。

### 【設計及び工事に係る品質マネジメントシステムについて】

- 「ただし、設工認における設計は」の記載については、新規制設工認であることを説明すること。
- 設計管理上のグレード分けについて、安全重要度分類指針に重要度区分の定めがないSA設備のグレード分類方法について説明すること。
- 「設計のアウトプットに対する検証」については、原設計者以外の者の力量が十分であることがわかるよう記載を追記すること。

### 【発電用原子炉の設置の許可（本文（十一号））との整合性に関する説明書について】

- 一般産業用工業品を機器等に使用するに当たっての評価に必要な要求と、組織が調達物品等の供給者の工場等において使用前事業者検査等の規制委員会職員による当該工場等への立入りに関する要求とは、別々のものであることを明確にすること。
- 設置許可の記載に比べて、設工認側の記載が少ない部分については記載の充実化を検討すること。
- 設置許可と整合していない部分については、本文五号の整合性に関する説明書と同様に、整合していない理由を記載すること。

【工事計画に係る説明資料（設計及び工事に係る品質マネジメントに関する説明書）について】

- 工事を主管する箇所の長が策定する使用前事業者検査の計画の範囲を明確化すること。
- 検査の独立性に関する記載が不明確であるため、記載を充実化すること。
- NASTRANの解析誤りの件について、不適合事例として追加することを検討すること。

6. その他  
なし